

## コメントの概要及びコメントに対する考え方

### 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令	金融庁関係特区府令
金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第一条に関するガイドライン	金融庁関係特区府令第一条関係ガイドライン

No	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<b>金融庁関係特区府令第1条関係</b>	
1	<p>銀行が本特例を活用するに当たっては、出資対象となる会社の範囲をあらかじめ明確にさせていただく必要があると考えております。銀行の出資先が「特例対象業務及び当該特例対象業務に付帯する業務を専ら営む会社」に該当するかはどのように判断すればよろしいでしょうか。</p>	<p>金融庁関係特区府令第1条の特例事業において出資対象となる会社が営む「特例対象業務」は、同府令第1条第2項で定義されており、</p> <p>まず、その営む業務が脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月28日閣議決定。以下「GX推進戦略」）などの政府方針と整合するもの（GX推進戦略等に記載されている事業分野であり、かつ、同戦略等に記載されている産業競争力強化・経済成長、排出削減の各要件※をそれぞれ一つずつ満たすもの）に該当する必要があります。</p> <p>※脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（抄）</p> <p><b>産業競争力強化・経済成長</b></p> <p>A. 技術革新性または事業革新性があり、外需獲得や内需拡大を見据えた成長投資</p> <p>B. 高度な技術で、化石原燃料・エネルギーの削減と収益性向上（統合・再編やマークアップ等）の双方に資する成長投資</p> <p>C. 全国規模の市場が想定される主要物品の導入初期の国内需要対策（供給側の投資も伴うもの）</p> <p><b>排出削減</b></p> <p>1) 技術革新を通じて、将来の国内の削減に貢献する研究開発投資</p> <p>2) 技術的に削減効果が高く、直接的に国内の排出削減に資する設備投資等</p> <p>3) 全国規模で需要があり、高い削減効果が長期に及ぶ主要物品の導入初期の国内需要対策</p> <p>また、特例対象業務は、出資を行う銀行が所在する国家戦略特別区域における脱炭素成長型経済構造（産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造）への円滑な移行に資するものに該当する必要があります。</p> <p>その該当性は、個別事案ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、当該国家戦略特別区域において政府方針と整合する事業が実施されることにより従来の事業実施方法よりも二酸化炭素の排出量が削減される、あるいは、当該事業により製造された物品等が当該区域で供給・利用されることにより二酸化炭素の排出量が削減される場合などは、特例対象業務に該当するものと考えられます。</p> <p>なお、「特例対象業務に付帯する業務」とは、特例対象業務を実施するにあたって付帯して発生する業務であることから、金融庁関係特区府令第1条の特例事業において出資対象となる会社は、特例対象業務とその実施のために必要となる業務のみを行う会社となります。</p>

2	<p>「特例対象業務」の実施場所として認められる「国家戦略特別区域の周辺」として想定されるのは、どのような場所でしょうか。</p>	<p>「国家戦略特別区域の周辺」への該当性は、実施される特例対象業務に即して判断されるべきものと考えますが、      例えば、出資を行う銀行が所在する国家戦略特別区域の沖合の海域や国家戦略特別区域の近隣自治体などが想定されます。</p>
3	<p>金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第一条における届出の届出書様式においては、法人であるものについては法人番号の記載を行った方が良いのではないかとと思われる（その方が、行政機関（金融庁だけでなく、財務省、法務省等含む）の能率の向上に資すると思われるので。）。</p> <p>届出者についても（銀行は数が多くないので不要と判断するのであればそれでもよいが）、対象会社についても、法人番号の記載を行うよう様式を変更した方が良いのではないかと。</p>	<p>金融庁関係特区府令第一条関係ガイドラインで定める届出様式では、出資を行う銀行や出資対象となる会社の名称、所在地等を記載いただきますので、これに加え、法人番号の記載は不要と考えます。</p>